

横浜市防災計画「震災対策編」及び「風水害等対策編(雪害対策)」の修正について

● 震災対策編の修正

災害対策基本法等の改正や前回修正(平成 24 年度)以降の震災対策の取組等を踏まえ、計画を修正します。

● 風水害等対策編の修正

今年 2 月の記録的な大雪を受け、防災組織体制や市民への情報提供等に課題が生じたことから、雪害対策の充実・強化を図ります。

1 主な修正内容

(1) 震災対策編

ア 地区防災計画制度の創設<<新規>>

(災害対策基本法改正関係)

修正概要	
<p>地区防災計画とは</p> <p>都道府県又は市町村レベルでの防災計画に加え、より細分化された地区レベルでの自発的な防災活動を推進するため、市内の一定の地区内の居住者等が、共同して行う防災活動に関する計画です。作成した計画は市に提案できます。</p> <p>共助による地域防災力強化のため、これまで進めてきた町の防災組織や地域防災拠点による取組に加えて、地区防災計画の提案制度を通じた取組を規定します。</p>	
<p>① 町の防災組織 防災訓練、資機材の備蓄等</p>	+
<p>② 地域防災拠点 避難所運営、食料整備等</p>	<p>③ 地区防災計画の 提案制度</p>

イ 避難場所等の区分の明確化 <<見直し>>

(災害対策基本法改正関係)

修正概要		
<p>切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間滞在し避難生活を送るための「指定避難所」とを区分し、国の指定基準に適合する施設等を指定することが義務付けられました。</p>		
区 分	指定事項	指定基準
<p>指定緊急避難場所</p> <p>切迫した災害の危険から逃れるための場所・施設</p>	<p>7つの災害種別毎に指定 (地震、津波、大規模火災、洪水、土砂、高潮、その他の各災害)</p>	<p>①災害が切迫した段階で速やかに避難場所が開放されていること ②当該災害に耐えられる施設等であること など</p>
<p>指定避難所</p> <p>一定期間滞在し避難生活を送るための施設</p>	<p>共通の避難所として指定</p>	<p>①想定される災害による影響が少ないこと ②救援物資等の車両が容易に進入できること など</p>
<p>※ 指定緊急避難場所と指定避難所は、両方を兼ねることが可能</p>		

既に本市の計画で定める「地域防災拠点」や「広域避難場所」などを、国の指定基準に基づいて、「緊急避難場所」等に区分して整理します。

なお、避難場所等の名称については、すでに市民の皆様幅広く周知されていることから、「地域防災拠点」など従来のものを引き続き使用します。

○指定緊急避難場所

現行	災害種別	基準確認	災害種別毎に指定
広域避難場所	大規模火災	指定基準に適合	大規模火災指定緊急避難場所
津波避難場所	津波		津波指定緊急避難場所
地域防災拠点	地震等		地震等指定緊急避難場所

○指定避難所

現行	災害種別	基準確認	指定避難所に指定
地域防災拠点	災害種別を問わず共通の避難所	指定基準に適合	地域防災拠点 (指定避難所)

○その他の避難場所

特別避難場所、補充的避難場所、帰宅困難者一時滞在施設等の被災状況に応じて開設する避難場所については、法定はされていませんが、従前どおり市防災計画で定めます。

ウ その他の修正

(災害対策基本法改正関係)

修正概要
① 災害時要援護者名簿の作成・提供 (法第 49 条の 10～49 条の 13) 「避難行動要支援者名簿 (本市では「災害時要援護者名簿」)」の作成・提供について、法律に根拠が規定されたことを受け、所要の修正を実施
② 被災者の安否情報の提供 (法第 86 条の 15) 被災者の安否に関する情報について、親族等からの照会に基づく情報提供を規定
③ 被災者台帳の整備 (法第 90 条の 3) 「被災者支援システム」を活用した被災者台帳の作成及び情報共有について規定
④ 国等による代行 (法第 78 条の 2) 災害の発生により、本市が事務の全部又は大部分を行うことができない場合、県又は国の機関が事務代行を行うことを規定

エ 地震火災対策の強化<<新規>>

修正概要
25 年 3 月に策定した「横浜市地震防災戦略」の重点施策である、地震による火災被害の軽減のための詳細な対策方針として策定した「地震火災対策方針」の内容を反映
○ 地震火災対策方針の概要 対象地域を絞り込んだうえで、感震ブレーカーや初期消火器具等の設置補助等の「地域防災力・消防力向上施策」と、建築の際に「準耐火建築物」以上とする防火規制の導入などの「防災まちづくり施策」の両輪で地震火災対策を推進

オ 復興に関する事前対策の充実<見直し>

修正概要	
「大規模災害からの復興に関する法律」(25年6月)施行や前回の修正以降進めてきた震災復興に関する取組の反映	
① 震災復興本部の設置・廃止の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況や事業の進捗状況により市長が判断することを規定 必要に応じて現地復興本部を設置できることを規定
② 災害対策本部と震災復興本部の関係を整理	災害時、応急活動優先を前提としつつ復興に向けた取組を着実に進めることを規定
③ 各区局等の事務分掌の明確化	
④ 復興に関する事前対策の充実	「横浜市震災復興マニュアル」を作成し、充実化を図ることを規定 など

(2) 風水害等対策編(雪害対策)<見直し>

修正概要	
① 降雪時における防災組織体制の強化	降雪の見込み等を勘案して、人員・体制の強化(現行5局体制を13局体制に)することを規定
② 除雪対策の強化	降雪状況により必要に応じて計画的に道路除雪を実施することを規定
③ 帰宅困難者対策	大雪により交通機関が運行不能となった場合の帰宅困難者への対応を明記
④ 市民への情報提供の充実	市内18区ごとの積雪状況のほか、交通機関の運行状況や家庭ごみの収集情報などの生活関連情報について一元的に情報発信を行うことを規定

2 市民意見募集の実施

- (1) 募集期間 平成26年10月1日(水)～平成26年10月31日(金)
 (2) 実施結果 意見数100件(提出数41通)

震災対策編の修正に関する意見(37件)	
<ul style="list-style-type: none"> 避難場所に関すること(24件) 地区防災計画に関すること(6件) 地震火災対策に関すること(4件) 要援護者対策(3件) 	<input type="checkbox"/> 混乱をきたさないような避難場所の指定 <input type="checkbox"/> 地区防災計画の支援等の対応は区レベルでの実施が妥当 <input type="checkbox"/> 地震火災対策に係る市民啓発の充実 <input type="checkbox"/> 災害時に要援護者名簿を迅速に提供できるような対策を
風水害等対策編(雪害対策)の修正に関する意見(10件)	
<ul style="list-style-type: none"> 除雪に関すること(5件) その他(5件) 	<input type="checkbox"/> スクールゾーンの除雪 <input type="checkbox"/> 地域防災拠点への融雪剤の備蓄 など
その他防災対策に関する意見(53件)	
<ul style="list-style-type: none"> 台風18号・19号対応時における市民広報など(8件) 地域防災に関すること(13件) その他(32件) 	<input type="checkbox"/> 使い易いホームページの制作を至急検討してください <input type="checkbox"/> 貧弱な地域防災組織体制の制度化、再構築化を図る <input type="checkbox"/> 補助金制度等を活用して防災訓練のレベルアップを促す など

3 今後のスケジュール

